

遵守事項

チェック
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
 (米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途) は、その用途に即して輸出用等と表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途^{※2}等

※1 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

(参考) 米トレーサビリティ法の産地情報の伝達

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

8 小麦・大豆の国産化の推進

(令和6年度補正予算額：50億円、令和7年度予算概算決定額：0.4億円)

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畑地を問わず、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備[※]等を支援します。

※関連事業で支援

麦・大豆生産技術向上事業

① 支援対象

- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象ほ場：水田・畑地
- 対象者：農業者の組織する団体[※]、地域農業再生協議会等
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：『麦・大豆国産化プラン』を作成していること等

② 支援内容

- 話し合い等を通じた生産性向上の推進経費
団地化やブロックローテーション等の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化等にかかる費用を実費で支援します。
支援の上限額は事業実施主体の作付面積に応じて異なります。
50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内
※北海道の場合の基準面積は下記のとおりとします。
100ha未満：100万円以内、100～300ha：200万円以内、300ha以上：300万円以内
- 新たな営農技術等の導入
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて1万円/10a以内で定額[※]支援します。
※ 取組内容により単価は異なります。
※ 大豆極多収品種の種子に係る取組にあつては、20,000円/10a以内で支援します。
- 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。
(1/2以内、50万円以上5,000万円未満の機械・施設が対象[※])
※ ほ場で使用する機械に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに5,000万円未満の補助金を交付することができます。ただし、5,000万円以上の機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円となります。

※本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

【関連事業】(令和6年度補正予算額：510億円の内数、令和7年度予算概算決定額：200億円の内数)

1. 産地生産基盤パワーアップ事業
2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
3. 強い農業づくり総合支援交付金

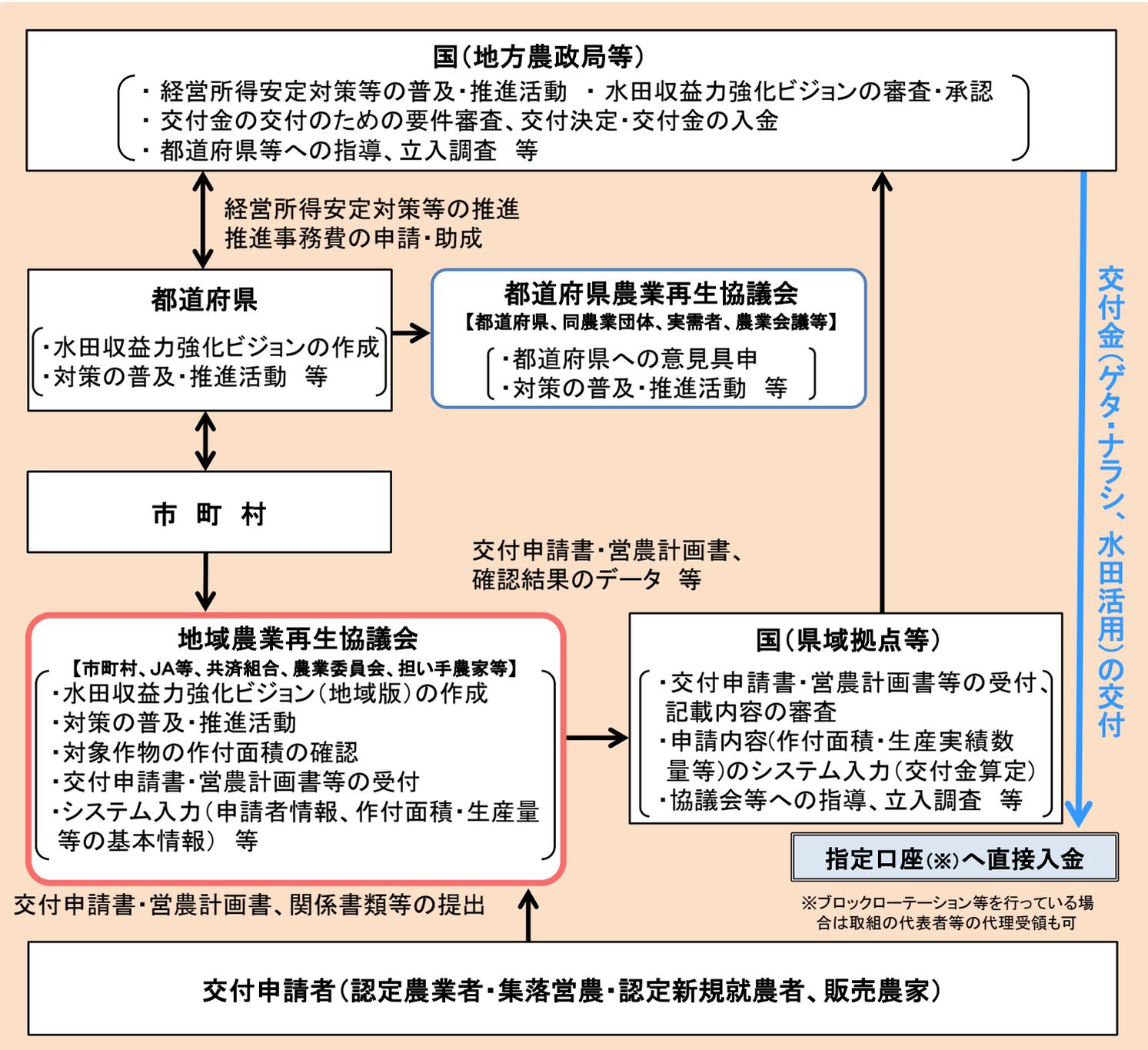
- 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備や再編集約・合理化等を支援します。

※本対策及び関連事業の支援内容については、財務省協議中のため今後変更される場合がある。

9 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が対象となる取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



(参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,560ヶ所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表等の農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

10 申請される方が留意すべき事項

(1) 適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
 - 飼料作物、WCS用稲
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県ごと）等の1/2に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の対象作物を除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
- ③ 自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3) 農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

- ① 相 続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

(1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を令和7年6月30日までに、**最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は
国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うこともできます。（詳細は、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。）

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認してください。誓約事項に**違反した場合は、交付金の返還等、厳正な措置**が執られます。
- また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄に✓を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。
また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調整、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。
〔なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に転移している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。〕
- 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
〔この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。〕
(1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
(2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
(3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
(4) **必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**
(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答を行った場合
- 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存ありません。

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓してください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、内閣府沖繩総合事務局及び地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、内閣府沖繩総合事務局及び地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省、内閣府沖繩総合事務局、都道府県及び市町村並びに地域農業再生協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業

(注1)

関係機関

(注2)

どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！



(2) 交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

申請者の押印は不要です。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 7 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印を付けてください。

申請年月日 年 月 日

申請年月日を記入してください。

生年月日 年 月 日

大正 昭和 平成

該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

経営形態

個人 集落営農 法人

法人番号

認定状況

認定農業者 認定新規就農者
 ゲタ・ナラン対象集落営農 認定なし

※ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実にあることが必要です。

氏名、住所を記入してください。
氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
訂正が必要な場合は訂正してください。

※連絡のとりかた電話番号を記入してください(携帯可)

電話番号 0 1 2 0 - 3 4 5 - 6 7 8 9

フリガナ	ノウリン タロウ
氏名又は法人・組織名	農林 太郎
フリガナ	
代表者氏名(法人・組織のみ)	
住所	(〒 123 - 4567) 東京都千代田区霞が関1-2-1
登録済の振込口座	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり

② 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください) ※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
前年産の申請状況	無		無	

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に○印を付けてください。

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナランの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業	<input type="radio"/> しない
前年産の申請状況	有		

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☑チェックしてください。

※前年産の申請状況は参考です。

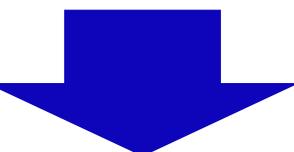
③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に☑してください。)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

「個人情報の取扱い」をご確認の上、☑チェックしてください。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に☑してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。



次になります

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

様式第1号B

令和 7 年産

〒 年 月 日

該当する項目に☑チェックしてください。
①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。
②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に☑チェックしてください。

ナラシの申請を「する」に○をつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

作付「あり」に☑チェックした方で面積払の申請をしない方(数量払交付金のみ受けたい方)は、「しない」に☑チェックしてください。

作付「あり」に☑チェックした方で収穫状況を確認した後(自然災害等の有無により判断)に面積払交付金を受けたい方は、「する」に☑チェックしてください。

ナラシの申請を「する」に○印をつけた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

ゲタの申請を「する」に○印をつけた方は、本年に作付けを予定している品目の「あり」に☑チェックしてください。

確認事項に☑チェックしてください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して☑	☑ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに☑	☑ 2年以上 □ 2年未満
【個人又は法人が記載】 ※該当に☑	【集落営農が記載】 ※該当に☑
収入保険の加入状況 ☑ 加入している □ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数) ☑ 有 (10 人) □ 無
前年の税務申告の状況 □ 白色申告 ☑ 青色申告	前年の税務申告の状況 (細目別での状況を記載) □ 各構成員が申告 (細目別で申告なし) ☑ 青色申告 □ 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に☑

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外の大豆

対象畑作物	作付の有無	作付「あり」の場合	
		面積払の申請	収穫後交付の希望
麦	春まき	□ あり	□ しない □ する
	秋まき	☑ あり	☑ しない □ する
	二条大麦	□ あり	□ しない □ する
	六条大麦	□ あり	□ しない □ する
	はだか麦	□ あり	□ しない □ する
大豆	☑ あり	□ しない □ する	
そば	☑ あり	□ しない ☑ する	
なたね	□ あり	□ しない □ する	
てん菜	□ あり	□ しない □ する	
でん粉原料用ばれいしょ	□ あり	□ しない □ する	

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に☑してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は☑できません)

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに☑

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☑ 免税事業者向け単価	□ 課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)
-------------	--------------------------

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
大豆		4,022 m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。
ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに☑

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

□	10%	☑	20%
---	-----	---	-----

交付申請先

【地域協議会等】	【地方農政局等】
----------	----------

※「数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に☑してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は☑できません)

ゲタの申請を「する」に○印をつけた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。(10ページ参照)

(3) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。

（年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ ノウリン タロウ	フリガナ	
		農林 太郎	法人、組織の代表者氏名	
住所	(〒123 - 4567)		電話	012-345-6789
			FAX	
			経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人

【農業共済加入状況（加入予定）記入欄】
加入している又は加入予定の場合は「○」を付けてください。

農業共済加入状況(含加入予定)記入欄
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入

農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ
○	○	○	○		

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式			
R4・R5開始	一括交付方式	<input type="checkbox"/>	分割交付方式
R6開始	一括交付方式	<input type="checkbox"/>	分割交付方式
R7開始	一括交付方式	<input type="checkbox"/>	分割交付方式

【畑地化促進事業のうち定着促進支援】
畑地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

関係		R4	
対象面積		a	m

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係				
高収益作物定着促進支援	開始年	R4	R5	R6
	対象面積※	a	m	
畑作物定着促進支援	開始年	R4	R5	R6
	対象面積	a	m	37 a 45 m

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が

【交付対象農地区分】

水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の利用計画記入欄（農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注1)	水稲作付最終年(注2)	作期(注3)	面積(本地面積)	作物作付面積(注4)	作物名(注5)	は種の有無(注6)	自家消費該当	多収品種(注7)	品種名	地権者(権原)
0001	0001	上野1	1	R4	1	80 25	80 25	主食用米				
0002	0001	上野2	1	1	1	11 29	11 29	飼料作物(子実用とうもろこし)				
0003	0001	上野3	1	1	1	41 29	41 29	WSC用稲				
0004	0001	上野4	1	1	1	100 25	100 25	飼料用米		1	オオナリ	
0005	0001	上野5	2	1	1	40 22	40 22	大豆				
0006	0001	上野6	1	2	2	17 55	17 55	小麦				
0007	0001	中野1	1	1	1	17 55	17 55	そば				
			2	1	1	6 23	6 23	白菜	○			
			1	1	1	12 29	12 29	ブルーベリー				
			1	1	1	30 33	30 33	なたね				
			1	1	1	37 45	37 45	大豆				
0012	0001	中野6	1	1	1	50 25	50 25	キャベツ				
0013	0001	下町1	1	1	1	33 33	33 33	調整用飼料用米				
						9 11	29 11	飼料用米				
						0 40	20 40	小麦				
						0 11	30 11	加工用				
						0 20	50 20	新市場開拓米				
0018	0001	下町6	1	1	1	40 10	40 10	飼料作物(牧草)	○			

【作期】
二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを裏作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【水稲作付最終年】
前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要）例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和7年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

【作物名、は種の有無】
作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物（牧草）と記入し、当年度において、は種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を付けてください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください（記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。）。

(4) 交付申請書に添付して提出する書類

① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）、総会資料の写し（決算書類等）

② その他（以下に該当する方は、書類の提出が必要です）

- ・ 初めて交付金の申請をする方、交付金の振込口座を変更される方は、**ア又はイのいずれかの書類**を提出してください。
- ・ ブロックローテーション等、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、**アの書類**を提出してください。

- ア** 経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状（様式第3号）
イ 振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類

注1：前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます（新規・変更がある場合は提出が必要です。）。

注2：交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化する等の場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

(5) 交付申請の重要性について

① 申請主義

- ◆ **ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができない**ということです。
- ◆ 原則、過去に遡って利益を得ることができないため、**申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ない**こととなります。
- ◆ 権利がある場合にその**権利を行使するかしないかは本人の自由**です。



経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることをご確認した上で**農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。**

② 提出期限の遵守

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。

提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまいます。

決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができない場合がありますので、提出期日は必ずお守りください。